

【所属名 市民部福祉事務所】

【会議名 糸魚川市介護保険運営協議会】

日	令和6年7月18日(木)	時間	13:30~15:15	場所	糸魚川市役所 203, 204 会議室
件名	令和6年度 第1回 糸魚川市介護保険運営協議会 (糸魚川市地域包括支援センター運営協議会・糸魚川市地域密着型サービス運営委員会)				
出席者	【委員】出席委員9人 金子栄一委員(会長)、池田正夫委員、金子正樹委員、小林洋介委員、齋藤伸一委員、 広幡隆子委員、古川昇委員、吉川大委員、八木章委員 欠席委員：金子裕美子委員(副会長)、安藤隆夫委員、中倉幸博委員、竹内博文委員、 山岸欽也委員 【事務局】7人 市民部：渡辺部長 福祉事務所：山岸所長 介護保険係：渡辺次長、倉又主査 地域包括ケア係：飯田係長 地域包括支援センター：管理者等5名				

会議要旨

<p>1 開会(13:30)</p> <p>2 市民部長あいさつ</p> <p>3 全体に係る事項</p> <p>①運営協議会・運営委員会の委員について</p> <p>②担当職員について</p> <p>③第9期介護保険事業計画等について</p> <p>④協議会・運営委員会設置要綱 (資料に沿って事務局から①~④を説明。質疑はなかった)</p> <p>⑤会長・副会長の選出 (委員による互選とし、事務局案として会長に金子栄一委員、副会長に金子裕美子委員を提案したところ、異議なしの声により承認・選出された)</p> <p>4 報告・協議事項</p> <p>1) 糸魚川市介護保険運営協議会</p> <p>① 介護保険事業の運営状況について(資料No. 6-1~No. 6-3)</p> <p>委員 特別養護老人ホームの定員が地域密着型を含めると約460人に対し、待機者が230人とあります。この待機者の方々は、平均でどれぐらいの期間待機するのか、特例入所では個々の状況に応じて早めに入所したりすることも存</p>
--

じておりますが、平均的にはどれぐらいの期間ですか。

事務局 平均待機期間に関するデータは、まとまったものがあるのですが、手元にはありませんので会議録を送付する際に、資料を送らせていただきたいと思います。記憶では、大まかに2年くらいだったと思いますが、正確な数字は資料でご確認いただきたいと思います。

委員 資料6-2の説明に関して、施設やサービス数が減少したことによって、給付費の金額も下がったという説明がありました。目標に対して金額が下がるというのは良い事なのかどうかわかりませんが、福祉事務所としてはサービスが減少して金額が下がるという傾向について、どのように考えていますか。要は、サービスを使う側、高齢者の方が介護の機会を失ってしまうということに繋がると思うのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

事務局 事業所の休廃止が相次いだことで、使いたいサービスが使えない状況が出ているということは認識しております。しかしながら、第9期計画策定時のケアマネ事業所アンケートでは、市内にサービスが少ないためにプランを立てられないという理由は多くはなかったと認識しています。

また、先ほど短期入所の廃止等が大きく影響していると説明しましたが、廃止以降、他の事業所にしわ寄せがいく中で、稼働率については、年1回の調査を8月に実施しているので把握していきたいと思いますが、給付費の動きだけ見ると、金額が下がっているという状況が直近の数字に出ているので、事業所の閉鎖が今すぐサービス利用できない状況に繋がっているというふうには認識しておりません。

冒頭申し上げたように、認定者数全体の数字も減っている中で、サービス利用される方も一時的かもしれませんが減っているという状況も背景にあると考えています。

委員 後の方の資料には、ケアマネジメントの件数が非常に増えているということが出ています。今、影響がないと言われましたが、地域包括支援センターやケアマネの皆さんは、どう受け止めていらっしゃるか、現実がどうなのかというところは、いかがお考えでしょうか？

委員 事業所の閉鎖について、現場としては影響がない訳ではもちろんありませんし、個別のニーズはそれぞれ違います。個別には、使いたい時に使いたいものが使えないという事例は日常的に発生しています。しかしながら、総論として全く利用ができないかという点とまた違う話なので、現場としては個別に対応しながら、100%とは言いきれませんが、8割ほどは個別のニーズには応えられているという認識です。

閉鎖があった当初は、現場としては情報を集めて、どこにどれだけ入っているのか、どこが埋まりそうか、予測も含めながら業務を行っています。今後また閉鎖する可能性もない訳ではないとの予想もしながら、現場としては今動いているという状況です。

包括支援センター 総合事業の利用者数は増えていますが、総合事業は短期入所が利用できず、訪問型と通所型にサービスが限定されているので、ショートステイ廃止の影響

はないかと思えます。私達、地域包括支援センターで担当している中では、定期的にショートステイを使う人の割合は低いです。ただ、介護を担当している居宅介護支援事業所からショートステイを長期にわたり使う方のご相談を頂くのですが、1か月以上とかの長期にわたり使う方の率は、減っていないというのが実情です。かといって、それによりショートを使いたい人が使えないということではなく、事業所と相談しながらやっているのかなと考えています。

委員 以前の協議会で他の委員からショートが閉鎖されて非常に使いづらくなったという意見がありましたよね。なので、私は全く影響がないとか、大きくは影響が出ていないことはお聞きしましたが、利用者個々にとってはどうなのかというところをきちっと捉えて、この数字の分析をしていただきたいと思えます。利用者がどのような状況に置かれているかというのは、委員会の中でも報告は無いので、そういうところをお聞きしたいところです。

8割がたニーズには応えられているということでしたが100%ではないので、影響が出たことは間違いないわけです。そういう点もこの委員会に報告していただければと思えます。

委員 資料No6-2にある基金について、取崩しがなかったということによいですか。
事務局 6月に決算をしております、令和5年度も含め3年間を通じて基金の取崩しはありませんでした。

② 介護事業所の指定について（資料No.7）

委員 今まで、要支援であれば地域包括支援センターが担当されています。担当の地域も決まっています、人数も大体は決まっているとは思いますが、それはそのままにして、居宅介護支援事業所が同じ方を担当するということですか。

事務局 地域包括支援センターは担当区域があって、既に受け持っている方もいらっしゃると思います。居宅介護支援事業所は、特にそういった担当区域という考え方がないので、サービス利用者からすれば、どこを窓口にするか分からないと思いますし、こうした制度が始まったばかりで、そうした利用者さんの流れであるとか、包括と居宅介護支援事業所の受け持ちの関係をどうするかというルール作りを今始めたばかりでありまして、来週には地域包括支援センターとの会議もするなかで進めていきたいと思えます。今、考えているのは、従来通りまずは地域包括支援センターを担当区域ごとに窓口にしていただいて、そこから居宅介護支援事業所に振り向けていくような流れを想定しており、そのような形で協議を進めていく予定です。

委員 ケア会議というのがありますが、この介護予防の事業所がどんどん増えれば、ケア会議等々も増えていくわけですか。基幹型包括が調整しながら対応していくという話なら別ですが、ただ増えたものをそのまま受け入れていくとなると、どんな感じになるのか理解ができないので、簡単に解きほぐしていただければ有難いです。

事務局 要支援に該当した方は、今までは地域包括支援センターが直接担当、又は委託で居宅介護支援事業所のケアマネジャーが担当してサービス計画を立てて

いましたが、法改正により4月1日からは、要支援の方について包括が担当しなくても居宅介護支援事業所が指定を受ければ直接担当できる形になりました。ただ、今まで新規に介護保険を利用される方については、基本的には担当地区の包括にご相談いただくようアナウンスしていますので、そういった方については、今まで通り包括を窓口にしてご相談いただく。また、担当者が他になるのか、居宅になるのかというあたりは、基本的には糸魚川市のルールを包括とこれから詰めていかなければいけないところになりますが、基本的には新規ケースは包括で担当して、ある程度期間を経て安定した段階で、新しく指定された介護予防支援事業所としての居宅支援事業所が担当できるように引き継いでいくような形がとれば、スムーズにできるかなと考えています。

委員 利用者さんの意向にもよりますし、そうはつきりとはいえないと思いますが分かりました。包括さんはそれで大丈夫ですか。

包括支援センター 地域包括支援センターの業務には本来の総合相談窓口という看板と、指定介護予防支援事業所という二つの看板があり、今までは包括しかその指定を受けられませんでしたが、ただ、それによって介護予防支援計画の作成などに業務が集中してしまい、本来の包括業務ができないということで、包括の負担軽減のために、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を取って直接担当するという方法を国が示しました。ただ、要支援で医療系の通所リハビリや訪問リハビリ、訪問看護、福祉用具の貸与やショートステイだけを利用している方は、居宅でも指定をとれば直接担当できますが、総合事業の要支援1、2の訪問や通所しか使っていないという介護予防ケアマネジメントに関しては、指定を取っても居宅では担当できないという煩雑さがあります。包括はそれぞれ担当エリアが決まっていますが、居宅事業所は運営規程で業務範囲が決まっていくので、この指定介護予防支援に関しても実質的な範囲は糸魚川市全体というふうになるのかなと思います。包括については、担当エリアを決めて業務を実施していますが、特段の事情があれば、その担当の範囲以外でも受け持つケースもあります。包括業務と指定介護予防支援事業とで、少し違いがあるということをご理解いただければと思います。

2) 糸魚川市地域包括支援センター運営協議会

① 令和5年度地域包括支援センターの事業報告について（資料 No. 8）

委員 資料の方針2のところに、地域包括支援センターのPRが課題という記載がありますが、能生地域包括支援センターの前を通っても表示や看板がありません。普段はそれほど多くの方が通る道路ではないのですが、小学校が上の方にありまして、学校の事業などがあれば多くの方がそこを通ります。電飾の看板等は高額ですからそこまでは望みませんが、私のところに来られる患者さんも地域包括支援センターだと知らない方が多くおられますので、一目見てわかるような表示や看板をつけてほしいと思いますがいかがでしょうか。

包括支援センター 事業所に戻り、確認させていただきます。近くに小学校があり、親御さんが通られることも多いので、PRの一環として実施したいと思います。ありがとうございました。

委員 地域リハビリテーション活動支援事業で委託事業所が増えたことで、専門職との連携が進んだとありますが、増えたところの実態をお聞かせいただきたいと思います。また、地域リハとフレイル予防教室は、並行して活動を進めているのかお聞かせください。もう1点、地域支え合い活動で、新たに3地区の取組が開始されたとあり、どこが増えたのか、以上3点になるかと思いますがお聞きかせください。

事務局 今手元に資料がないので具体的な数字は申し上げられませんが、委託事業所は青海の分が増えておりまして、(R6 青海、R5 クレイドル・おおさわ・よしだ病院分増) それによって利用者数も増えているという状況です。次に、フレイル予防教室は、健康増進課と連携して包括の職員にも参加いただいたりしながら開催していますが、リハビリ職が直接入って教室を行うというような連携はまだしていません。3番目の地域支え合い活動については、大野と小滝、能生地区で取り組みを開始しています。能生地区は、街場の中央地区となります。以前から風船カズラでの見守りなどの地域づくりもやっておられていて、具体的に何地区というのが明確にできないところではありますが、生活支援体制整備事業を実施する第2層協議体として新しく立ち上がったということになります。

② 令和6年度地域包括支援センターの事業計画について（資料 No. 9）

委員 先ほど資料 No. 7 で説明のあった介護予防支援の指定に関し、地域包括支援センターは、総合相談業務と介護予防支援の2枚看板で運営されていると思います。居宅介護支援事業所が指定を受ければ包括で受け持つ顧客、クライアントの数が減り、総合相談等の業務に割り当てられる時間が増えるというふうに捉えているのですが、令和6年度の重点目標や基本方針にどのように反映されているのか、事業計画や活動方針との関連性についてお聞かせください。

事務局 こちらの重点委託方針については、総合相談ほかの本来業務についての方針を記載した形になっておりまして、指定介護予防支援の部分は方針の中で直接的に示してはいません。先ほど話があったとおり、制度ができたばかりで段階的に進めているという状況でありますので、すぐには包括の手から離れるとは考えておりません。今後、居宅介護支援事業所における介護予防支援の指定が進めば、副産物的に包括が本来業務の方というふうな流れになっていくと考えていますが、現時点では、直接的にそういったことを見込んで方針に反映させているということはありません。

委員 方針3の中でチームオレンジの立ち上げ支援と書いてあり、計画の基本目標でも新規取組として上がっています。第8期のときは、まだ体制そのものが立ち上がっていないというお話でしたが、立ち上げ支援ということになると、そこまでの工程みたいなものはもうお考えになっているのでしょうか。

あるいは、それに対する具体的な地域のサポーターの体制だとか、この方がやってくれるのではないかというような形ができあがってきていて、支援ということが具体的に出てきたのかお聞かせください。

事務局 第8期にチームオレンジの話が出ていたところですが、具体的な工程やこういった組み立てでというのは、第9期を予定しています。まずは、認知症サポーター養成講座を受けていただいて、その後ステップアップ講座というボランティアに特化した形で、地域のなかでの支援について認知症の方ご本人とご家族を真ん中に据えて一緒に考えるというのが、このチームオレンジの特色ですので、そういう工程を経て支援体制を作るという組み立てになります。具体的などころでは、令和5年度末に磯部地区でステップアップ講座がありまして、今後、包括や公民館など色々な関係者と協議を進めていくという段階になってきております。また、他の地域でもそういった支援をしていきたいという声もありますし、若年性認知症の方で、こういった取り組みをしたいという声もあります。いずれも、まだ具体的などころまでは至っていない状況ですが、2つ3つ案件が出てきておりますので、第9期のなかで具体的に進めていきたいと計画しています。

- ③ 指定介護予防支援業務の委託について（資料 No. 10）
- ④ 地域包括支援センターの担当区域の一部見直しについて（資料 No. 11）
- ⑤ 地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について（資料 No. 12）

（いずれも質疑は無かった。）

3) 糸魚川市地域密着型サービス運営委員会

- ① 地域密着型サービス事業所の開設状況について（資料 No. 13）

委員 資料の一番下に第9期で認知症グループホームの整備とありますが、今、能生地域でやっているものですか。

事務局 現在、能生町区民会館があった場所で整備しているのは、障害者グループホームですので、資料記載のものとは異なります。

4) 意見交換

委員 今年度も事業所アンケートは実施されましたでしょうか。

事務局 職員の人員調査のことであれば、6月に実施していますので、集計がまとまりましたら、次回の協議会等に向けて参考資料として提供させていただければと思います。

5 その他（次回日程等）

（質疑は無かった。）